

一 村の歴史

一 古代

北から荒川、東南から横川が流れ、赤芝峡付近で合流する荒川は、新潟県境近くで玉川を合わせ日本海に注いでいる。この大小の河川を望む河岸段丘には、先土器時代の遺跡が多く、早くからこの流域に人々が住み着いていたことが知られている。

石器が発掘された畔坪や東山・平林遺跡をはじめとし、縄文時代の遺跡も各地で多数確認されているが、横川流域では伊佐領や仙野、市野々などに縄文遺跡がある。

小国盆地にある豊富な遺跡群に弥生時代や古墳形態の遺跡が見られなすことから、農耕をするほどの広い平野が少なかつたこと、権力者が支配するような集落形態がなかつたものと推察される。この土地は豊かな山や川の自然に恵まれていたので、

漁撈に頼るくらしが長くつづいていたものであろうとされるが、これはまた集落をもつ農耕開発の遅れをも意味している。

日本の歴史は七世紀の大化改新によって実質的な国家が形成された。公地公民や班田収授の法の制度が生まれ、東北や越後でもしだいにその国家に組み込まれていく。西暦六八九年、持統天皇の世、『日本書紀』の中に、「陸奥國優嗜曇郡（ウキタムグン）」の地名が登場する。

このウキタムは置賜とされ、置賜が歴史に現れる最初である。小国の地名の起源については、当時大小の国々が生まれ、この地に小国造が置かれたことによるとされている。

この地方の河川を望む河岸段丘には、先土器時代の遺跡が多く早くから人々が住み着いていたことが知らされている。有史以来、この山峡の地で営々と営まってきた市野々・下叶水の歴史を簡単にたどってみよう。



市野々野向遺跡の発掘現場
財団法人山形県埋蔵文化センター提供

四年後の和銅五年（七一二）には出

羽国ができる、陸奥ノ国から最上と置
賜の二郡が裂かれて出羽国に属した。

このように大化の改新後、置賜郡は
律令国家の一員として政治・文化な
ど中央からの移入がさかんになっ
た。この時代の小国盆地は、「和名
抄」に見える置賜郡七郷の内の余部
郷に比定され、東方の宇津峠で長井
盆地と分断され、越後方面に通じる
交通の要衝となつており、政治的に
は置賜郡に属していた。これより以
前、横川や荒川の谷間に沿つた越後
への通路は、大陸ツングース系の古



仙野遺跡発掘状況

二 中 世



縄文土器の遺構（市野々野向遺跡）

やがて長井氏を名乗るようになる
大江広元が長井荘の地頭となり、小
国地方はその支配下に入つた。小国
は地形的に自然の要塞となり、しか
も越後との領境にあたつていたため、
軍事的に要衝とされていたことは古
代の項でもふれた。しかし、長井氏

志族の進入路ともされ、大滝の古志

王神社の存在が、それら民族移動の
形跡が残されているところである。

平安時代になると、置賜郡は平泉
藤原氏の勢力下に入り、小国は越後
への関門として、日本海岸の鼠ヶ関
となり、軍事上の要衝となつた。小
国には藤原清衡の系統である橋爪太
郎俊衡が小国山城に拠つたといわれ、
小坂の大館山城とともに重要な防衛

拠点となつた。

文治五年（一一八九）、源頼朝の
東征による奥州合戦では、藤原泰衡
の配下が小国を守つたものの、大
軍の配下が小国を守つたものの、大
江広元の次男時広の軍勢に敗れた。

大江時広はその功によって頼朝か
ら置賜郡を賜り長井庄の地頭になつ
たといわれている。しかしながら、
この大江時広の従軍は『吾妻鏡』な
どの記録にも見当たらず、大江広元
への恩賞が拡大解釈されたものと思
われる。

古代における小国地方の歴史につ
いては、具体的史料がなく、推測や
伝承の域を出ないものが多い。古志
族や大和人の進入と日本国家への組
み入れ、そして奥州合戦による他地
方からの人々の移動、移入によつて、
横川流域もしだいに歴史の舞台に登
場するようになつてくる。

室町時代から織田・豊臣の戦国
時代にかけて、伊達氏統治の下長
井と呼ばれたこの地域は、中津
川、白川内、小国、松川西、松川
東の五郷に分かれていたが、応永
二十六年（一四一九）の越後上杉氏
と長尾氏の争乱をはじめ、永正三
年（一五〇六）からの上杉家の家督

の時代には誰がこの小国地方を治め
たかはよく分かつていない。
その後、南北朝時代の康暦二年（天
授六年、一三八〇）になつて伊達氏
が領主となり、小国地方は伊達政宗
が陸奥岩出山に移封される天正十九
年（一五九一）までその治世が続いた。

この伊達氏による小国支配の時代
は、小国城が小高い丘の上に築かれ、
はじめは栗生田義廉、義広が居城し、
ついで上郡山盛為、為家、景為累代
が城主となつた。

小国の郷名が初めて歴史的な文献
に現れるのは天文七年（一五三八）
のことである。『御段錢古帳』の中
に、「小国御太領」と「おくに上こ
ほり山かた」の二筆が見える。天文
二十二年（一五五三）の『伊達』
晴宗公采地下賜錄には、小国郷に
おける二十数ヶ所の在家名が載せら
れている。それらは今日まで残る村
落名として受け継がれているが、そ
の中に、初めて箱ノ口や市野々、叶
水などの在家名が出てくる。

室町時代から織田・豊臣の戦国
時代にかけて、伊達氏統治の下長
井と呼ばれたこの地域は、中津
川、白川内、小国、松川西、松川
東の五郷に分かれていたが、応永
二十六年（一四一九）の越後上杉氏
と長尾氏の争乱をはじめ、永正三
年（一五〇六）からの上杉家の家督
相続をめぐる内乱、さらには伊達
宗・晴宗父子の争いなどあいつぐ騒
擾に、小国地方の領民は不安定な政
争に翻弄されづけた。そのような
戦乱の中、永禄元年（一五五八）に

伊達氏十七代の政宗が米沢城で産声をあげている。

市野々が歴史の表舞台に登場するのは応永二十四年（一四二七）と伝えられる飛泉寺の建立である。のち、永禄五年（一五六二）に創建された小国小坂の光岳寺とともに越後村上の名刹耕雲寺の末寺とされ、これらは戦国期天正時代から江戸初期の寛永年間にかけて各地に曹洞宗の寺院建築がさかんに行われた時代と軌を一にしている。飛泉寺は戦国の争乱鎮撫を願い、楠木正成の孫、傑堂和尚こと楠木正勝が創建したものという。

天正十九年（一五九二）から慶長三年（一五九八）まで七年間は蒲生氏統治の時代であった。豊臣秀吉から会津四郡と仙道五郡を賜っていた蒲生氏郷に、さらに伊達、信夫、長井など伊達氏の旧領地が追加され石高七十三万石の大名となっていた蒲生氏は小国城に佐久間久上右衛門

（一万石）をあてていた。

氏郷の次代郷安は、米沢にあって伊達、信夫、長井の地籍や人口、税額などをつぶさに調査し、文禄四年（一五九五）『邑鑑』という戸口調査書を編纂している。それによる

と、文禄四年当時の市野々は、総戸数二十一、人口八十九人、肝煎・小走・役屋が五軒、諸職人・寺山伏・間脇あわせて十六人、桑の栽培が少しとあるという村であった。一方、叶水は総戸数二十八、人口百三人、間脇二十四軒、桑の栽培が少しといふもので、石高は市野々約百十三石に対して叶水が約百九十八石であったと記録されている。

村の石高は、藩政時代、文政十一年（一八二八）の『上杉藩下長井各村村勢調査書（置賜民衆生活史）』によると、市野々の村高二百五十三石、叶水四百七十六石と大幅に増加している。



越後街道黒沢峠

ど十三もの峠を有することからこのあたりを越後街道は十三峠路とも呼ばれ、米沢と越後を結ぶ主要な街道となつた。

しかし、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いで石田光成軍に味方した上杉景勝は、戦後大きく減封され、伊達、信夫、置賜に三十万石のみを領有することになつたが、置賜は幕末まで一貫して上杉氏の支配下となつた。越後や会津など他領と接する境目には城代が置かれ、小国は三浦左近長能が城代に任命された。

寛永二十一年（一六四四）、越前

慶長三年（一五九八）上杉景勝が越後から会津に移封され、会津四郡と仙道七郡、出羽の長井、田川、櫛引、遊佐、佐渡の諸郡、百二十一万

石の領主となつた。また重臣の直江兼続は秀吉の特命によつて伊達、信夫、米沢の三十万石を領して米沢に入つた。兼続は米沢と中山間の主要

設置した。宇津峠や桜峠、大里峠など

三 近世（上杉時代）

松平直基が最上に移封となつた際、越後街道を通過するにあたつて、越後街道沿道の六宿駅（玉川・小国・後街道沿道の六宿駅（玉川・小国・市野々・白子沢・手の子・小松）に

布令を発している。この後、寛文年間（一六六一～一六七三）に沼沢宿と松原宿が加わり、通称「西通り八ヶ宿」と呼ばれるようになった。

宿駅には宿屋、問屋、牛馬宿などが建ち並び、ある程度の経済基盤は整つたものの、豪雪地のために半年以上は街道の通行がままならず、思うほど文化の恩恵に浴することはなかつた。

米沢藩では開藩以来、儉約をむねとし、諸士在国中は絹布着用を禁止し、一汁一菜を取り決めていた。米の移出禁止や漆樹の調査、糲倉の建設など殖産や貢租制度の改革などの政策が敷かれ、人民の暮らしは楽ではなかつた。

寛文五年（一六六五）には若山村の百姓清右衛門らが代官菅生久兵衛の非政を訴える小国目安状が出されている。

元禄五年（一六九二）には小国城が御役屋と改められ城代を廃止して御役屋将とされた。

市野々は、小国から黒沢峠を越した宿駅で、慶長年間から明治に至るまで長い間、家屋、人口の変化があまりなかつた。耕地の少ない狭隘の谷間に不似合ともいえる大きな茅葺き家屋があり、多いもの

は、白子沢同様、昔から宿屋や背負子など交通関係の収入でくらしを営んでいたことを物語つてゐる。市野々が定宿場となつたのは享保三年

（一七一八）からで、当初は宿屋が十四軒と桜峠に茶店が一軒あつたといふ。

市野々の問屋兼宿屋は高井家で、村の宿駅業務一切を取り仕切つていた。高井家は市野々の北端に広い屋敷を構え、中門造りの母屋と荷倉や家畜舎があつた。

肝煎を兼ねた問屋は、荷口（背負子荷）より牛方荷からの口銭である蔵下を徴収し、毎年七月七日に精算して村の経費に組み入れるのが習わしあつた。市野々や叶水など宿場の村々は小国の商圏内で、日用品や反物などはおおむね小国から買ひ求めていた。

江戸時代中期の明和四年（一七六

七）米沢藩中興の祖といわれた上杉治憲（鷹山）が藩主になり、興農政策を始めるにいたつて、村々にも潤いの兆しが見え始めた。弱冠十七歳の治憲は以後十八年間、藩主として

数々の治績を残したが、その大きな柱は大儀の断行と文教の奨励であり、積極的な殖産興業と備荒のための郷倉設置を図つた。治憲は、宝暦以来

の多額の借財を克服しようと儉約を進め一方で、経費を調達して荒地を開墾し、青苧や漆、桑、楮などの樹木を植えさせて産業の振興につとめた。

治憲はまた、藩内の郷村に対しても教化制度を定め、その普及を図つて長い間廃止していた郡奉行を復興し、また郷村教導出役の役職を設けて郷村を巡回し、藩の施政方針をねんごろに説諭、指導にあたらせた。

上杉治憲の隠殿以後、治広、齊定がその意志を継いだ。この施政は変わらず、三代にわたつて上杉家の中興時代といわれた。この農業を治國

の根源とする富国安民の教化策によって、街道を通じて越後と米沢の両地方の間で、人的、物的交流がますますさかんになつていつた。

江戸時代が終焉を迎えた頃、市野々では問屋のほかに宿屋八軒、背負子宿二軒、牛馬宿三軒、店二軒と茶店、馬差しがあつて、藩政初期からほとんど村勢に差異は見られない。

しかししながら、一見賑わいを見せる宿場の村であつても、冬季間には往来がほとんどのないことや、人馬の供出など負担もまた多く、慢性的な困窮状態は変わらないものであつた。

四 明治から昭和へ

慶応四年（一八六八）に起つた戊辰戦争で米沢藩は幕府軍として榎峠や大里峠で防戦したが、やがて九月一日、上杉斉憲は降伏を決し、前進基地から退いて謹慎の意を表した。

米沢藩は白石城における奥羽列藩同盟に与した責任で、明治元年、下長井四万石を召し上げられ、斉憲は隠居、家督は世子茂憲に譲られた。

小国郷の村々は米沢藩領にとどまることになつたが、茂憲は版籍を朝廷に奉還した。米沢には藩庁が置か



市野々役場前で出征兵士の壮行会（昭和10年代）



新築移転された津川村役場（昭和34年）



市野々に建設された津川村役場（昭和20年代）



津川村議会（昭和34年）

れ、茂憲は藩知事に任じられた。その後、明治四年（一八七二）七月の廃藩置県で藩は米沢県となるが、わずか四ヶ月後の十一月に米沢県が置賜県となり、九年八月には置賜と鶴岡の二県が山形県に併合され、初代山形県令に三島通庸が就任した。

明治二十二年（一八八九）の町村制施行によって小国盆地に、小国本村、南小国村、北小国村、津川村の四ヶ村が誕生した。市野々と下叶水は近隣の白子沢や大石沢、新股、河原角、東滝、西滝、沼沢などと合わせた津川村に属した。

津川村誕生前の明治十七年（一八八四）、県知事三島通庸の施策による「小国新道」が完成。桜川

翌年には県道山形・新潟線が小国まで開通した。この新設道路によって、小国から黒沢峠を越えて市野々に向かう道、また子持峠から下叶水に至る道など旧来の街道や峠は次第に衰退の運命をたどる。

大正十三年（一九二四）、小国と金丸間でバスの運行が始まり、昭和二年（一九二七）には、小国に小国自動車会社が設立され、手ノ子方面までバスが走るようになつた。さらに昭和十一年（一九三六）、国鉄米坂線や電話が開通するなど近代化の波が小国の谷間に押し寄せた。わずかな期間に小国周辺の交通事情は

渓谷の難所に新しく道路が開かれ、翌年には県道山形・新潟線が小国まで開通した。この新設道路によって、

中津川街道の中継地となつていた下叶水など横川流域奥地の村々は陸の孤島のように取り残された。

こうしたなかで、小国地方ではこれまでの農林業や宿場関係の仕事が工業化への転換を図り、昭和十二年（一九三七）、日本電興株式会社（東芝）小国製造所が設置されるなど地域の産業形態は大きな変化をとげてゐる。玉川の長者原では日電の長者原発電所工事が進められ、横川流域でも豊富な森林資源をもとに国有林野事業が発展した。



市野々郵便局（昭和10年代）



小国～大石沢間にバス運行開始（市野々・昭和31年）

学校教育関係では、明治四年（一八七一）、小国郷校（翌年、小国学校となる）の開校に始まり、同六年（一八七三）には叶水小学校が済広寺境内に開設された。引きつづき、同十一年に叶水小学校市野々分校が民家（加藤英吉宅）を借りてわずか四坪の広さで開校した。

市野々にはやがて津川村役場や郵便局、農協支所、森林組合、共済組合、小国警察署警察官駐在所なども置かれ、昭和三十五年八月に小国町に合併するまで、津川村の中心集落

としてその役割を果たしていた。この頃の市野々の戸数は四十二戸、人口約二百一十人、基幹産業は農業であったが、さまざまな公共事業所に勤める人や炭焼きで生計を立てる人も多かった。

農業は、交換分合や圃場整備の準備に着手する一方で、向原に六ヘクタールの開田をし米の増産を図るなどの努力がつづけられた。

には百四十世帯、三百人以上の人口を有する比較的大きな集落で、私立基督教独立学園高校や叶水小中学 校、叶水児童館、小国町農協東部支 所、小国營林署叶水担当区事務所などがあつて賑わいをみせていた。

昭和三十一年には大石沢まで国鉄バスが運行されるようになり、同三十五年には旧津川村の市野々や叶水は小国町に編入合併し、およそ七十年にわたる村の歴史に幕を閉じ

The main headline reads "Ogata Town Merges with Tsurukawa Village" (奥田町と津川村との合併). Below it, a large title "Merge Now!" (あぐに) is displayed. The article discusses the administrative and financial challenges of the merger, mentioning the need for a new town hall and the transfer of staff from both locations. It also highlights the importance of maintaining the original names of the merged entities.

市野々は黒沢峠と桜峠の狭間の小さな宿場集落、下叶水は箱口や市野々を経由しない子持峠の短絡路を利用して中津川（飯豊町）に至る街道の中継地としてそれぞれの役割をはたしていた。しかし、この両地域は豪雪山間地の宿命ゆえ冬期間の就業機会も少なく、出稼ぎを余儀なくされ、また過疎化の進行による離村や移転が目立っていた。



昭和35年8月1日 小国町に合併

五 村の自治組織

この地方は、越後山脈中の一盆地で周囲に山地をめぐらす自然の障壁をもち、昔から小国郷と呼ばれ、自給自足の生活を嘗みながら村落を維持してきた。藩政もなかなか及ばないであつたろうこの地域で生活を守るために集落単位の自治組織が作られ規律を定め破つたときの罰則も決めてきた。

◆米沢藩の郷村行政

藩の政治全般を総括するのが三人の奉行で、うち一人が郷村を支配する郷村頭取の任務を兼任した。それぞれの役人が置かれ、徵税及び郷村に関する一切のことを処理した。各村には、肝煎、欠代（かんだい）、長百姓（おさひやくしょう）といふ、いわゆる村方（地方）三役が置かれ、當時の村政の一切はこれらの手によつて行われた。

肝煎は、藩の人民支配のための末端組織で村民を代表して藩との折衝に当たることよりも、藩命を受けて村民を支配する性格が濃かつた。

その選出は選挙によつたが、村の有能の士が選ばれ、時には長くそ

職にあつて、数代世襲した家柄もあつた。こうして村の実力者を藩の支配組織の中に入れて、その支配力をを利用して村を治めた。

◆明治初期の行政

年号が明治に改められ四年（一八七二）政府は藩を廢して県を置くこととし、同年十一月三日、米沢県を置賜県と改め、山形・置賜・酒田の三県に統合された。

この廢藩置県により旧藩主とその地方民とのつながりが切れ、中央集権の政治が行われるようになり郷村のあり方も大きく変わってきた。明治九年（一八七六）八月には、鶴岡・置賜の二県が山形県に併合され、ついで今日におよんでいる。

◆村の自治組織

市野々・下叶水の属するこの地域は、明治四年の廢藩置県によつて、置賜県第六大区第一小区に編入された。明治十二年（一八七九）制度改正により、旧津川村の範囲は九集落を管轄、市野々、白子沢、沼沢、叶水、大石沢、新股、河原角、東滝、西滝村となり、同年一月には市野々、白子沢、沼沢、叶水、新股の五ヶ所に戸長が置かれて、行政事務を行つた。

明治十七年（一八八四）七月には、九ヶ村を統一して戸長一名を任用し、戸長役場を市野々に設置した。明治二十二年（一八八九）に町村制が実施されて津川村が誕生し九ヶ村を大字とした行政区割りとなりそれぞれ字とし行政区割りとなりそれぞれ区長が置かれた。

各集落には区長のもとに「大字会」という自治組織体が形成され、活動が始まつた。誕生したばかりの津川村は財政もきびしく、公共的な学校、駐在所など施設の管理や道路の維持・改修などは村の事業として実施することができず、各集落への金銭の割り当てや寄附そして労務の提供など以前とあまり変わらなかつた。

一方、「大字会」には加入金を払い共同作業の義務を負えば、一戸をかまえる者は誰でも加入できるの

の手入れや土地の管理、神社・寺の修繕など、それらに対する出費や出役も相当あつて、住民の金銭や労働の負担は大きく、共有山林の材木の売却も度々行われた。

市野々には「若連中」の組織が古くから存在し、大頭を中心に集落内の決め事や違反した者への罰則、そして相互扶助などを行つた。規律統制は厳しく長幼の序が重んじられ、自治組織として集落の存続と運営に重要な役割を果たしてきた。このことは全戸が「若連中」に加入していたため可能であつた。

明治二十二年市野々が大字になると、第九区長が置かれ「市野々大字会」が組織された。その時から、從来の「市野々若連中」と「市野々大字会」、二つの組織が存在することとなつた。

昭和の十年代後半になると、それまでほとんど増加のなかつた戸数も徐々に増えてきた。「若連中」には、昭和十三年（一九三八）に四戸が加入して二十六戸になつたが、共有財産のこともありその後は新規加入がなかつた。

また、集落の共有財産である山林

で大きな組織となつていつた。「若連中」は一部の者の組織となり、集落の意思を決定し運営する自治組織はだんだんと「若連中」から「大字会」へと移つていった。戦争が勃発すると、行政の指導により隣組が作られ「大字会」の組織は一段と強化された。

市野々では集落の重要な書類は飛泉寺に保管されていたが、大正二年（一九一三）三月に火災に遭い以前のものは焼失した。大正三年（一九一四）以降の「大字会決議録」と昭和十三年以降の「市野々若連中契約決議録」が現存し、それらをもとに老人から話を聞いたことを合わせ記述する。

▼市野々の戸数と人口

文禄四年（一五九九）	戸数	人口	生産高（石）	平均高（石）
文政十年（一八二七）	二二	八九	一一二・九	五・四
明治二年（一八六九）	一三	一一三	四三八・二	一九・九
昭和一八年（一九五三）	四一	三四二	四三五・七	一九・八

◆若連中と契約

市野々の「若連中契約講」は明治初期（それ以前は不明）から昭

和十二年（一九三七）までずっと二十二戸で構成されており、昭和十三年になって四戸が新たに加入し二十六戸となつた。

市野々の戸数は「邑鑑」によれば文政四年（一八二七）には二十一戸、と三百年もの間、およそ二十二戸で、分家が出されなかつた。

昭和三十二年（一九五七）頃の耕地は一戸平均五・六反歩（うち畠は三割以下）で、大体平均化しており、本・分家別の差異もほとんどなかつた。石高からみても生活に必要な土地の面積は限界に達しており、分家を出しても土地の分与が受けられない状態で制限されたものと考えられる。

●若連中には大頭一名（任期四年）と小頭二名（任期一年）があり「契約」において選挙する。大頭は集落の行政機関である「大字会」の区長の指示を受けて、共同作業などの仕事を小頭に命令する。小頭は「小走り」を使って各戸に知らせ作業の采配を振るう。

さらに、大頭の役割として「契約講」所有の膳碗を保管し、催事あるとき必要に応じて貸し付け使用料を徴収する。

小頭の仕事は、共同作業（村人足）の采配や祭りや盆踊りの寄附を集めたり、いわば会計事務の仕事や祭事の道具を保管した。これらの仕事を二名の小頭が分担して行つた。仕事の采配を振るう小頭を棒頭といい兼務であつた。

◆大宮講

「契約講」には女子が含まれないが、女子の組織としては、男子の線であつたと思われ、市野々の契約の構造は、結局村落を形成する構造の家は明治末期から大正年代にかけて分家したものである。二十二戸すでに飽和状態でありながら新たに四戸が加入したことは、ギリギリの構造は、結局村落を形成する構造

そのものであつた。

その後は、ずっと新規の加入は認められなかつた。昭和五十年代になると、離村して他地域へ移転し二戸が脱会、二十四戸となつた。

●若連中の組織機構

若連中には大頭一名（任期四年）

●昭和時代の若連中

昭和十年代の後半になると他地域から移転して市野々に居を構える者が増えてきた。

集落の意思を決定し運営することが二十六戸だけの「契約若連中」では果たせなくなり、「大字会」に移つていつた。さらに、昭和三十年代になると「若連中」の構成員から離村する家が現れ、「若連中」のあり方も大きく変わつていつた。その様子や契約の内容について、昭和十三年以降の「契約決議録」からひろつてみる。

◆昭和十三年十二月三十一日開催の「契約」では、最初小頭が「契約諸規定書」を朗読したとあり、当時は厳肅なもので大頭は袴（かみしも）を着用したと聞いた。

この年には四名の新規加入申し込みがあり、重要な件につき七名の特別委員を選定し別室で協議を行

「契約講」とまったく同じ構成員で主婦または嫁が戸を代表するところの「大宮講」があり、その行事は「契約講」の翌日同じ宿で行われた。こ

れは小国町大富にある安産子育ての神さまを祀る「大富子易神社」の講中である。

地区に分かれ地区ごとの区長会も定期的に開催された。

「大字会」の組織機構も時代によつて変わつていった。当初は区長一名に区長代理一名その下に庶務会計と

いう簡単な組織体で、現在の公民館組織にあるような総務部・産業部などの専門部は置かず、すべては区長の指示の下に運営されていた。そして大きな事業（大橋の架け替え、分教場改修など）が持ち上がるる、総会において担当委員数名を任命し、完成まで責任をもつて進められた。

「大字会」の会員も増え社会が複雑になるに従い、徐々に体制も変化した。以下役員体制の推移を追う。

◆大正二年（一九一三）、評議員五名（うち一名は区長）を互選し

簡単なる問題は委員に一任するところとなつた。評議員は年配者や有

教場改修など）が持ち上るると、総

会において担当委員数名を任命し、

完成まで責任をもつて進められた。

「大字会」の会員も増え社会が複

雑になるに従い、徐々に体制も変化

した。以下役員体制の推移を追う。

◆昭和二十九年（一九五四）、

二十六名共有財産の処分案検討の「財産処分審議会」を設置、構成員は区長・区長代理・庶務係・委員四名・各組長

二十六名の共有財産は本来「若連中」で決定されるべきものであるが、「大字会」へ経費を負担する

など影響を与えるようになつた。

◆昭和三十年（一九五五）の体制

は、区長・区長代理・庶務係・委員四名・納税組合長・造林委員・組長五名。納税組合強化対策として、各組に班員を置いた。

◆昭和三十一年（一九五六）、棒頭と小頭の兼務をやめ、棒頭は「大字会」で選挙により選出することとなつた。

◆昭和三十三年（一九五八）交換分合推進委員四名が置かれた。

●加入脱退

市野々は、文禄四年（一五九五）

に二十一戸、明治二年（一八六九）

には二十二戸とほとんど変わらな

かつたが、明治二十二年（一八八九）

に町村制が実施され役場が置かれる

ようになると、共済組合や森林組合、

農協などが設置され産業の中心にな

り、また疎開者もおり戸数が急激に

増加した。昭和二十八年（一九五三）

には四十一戸となつていて

「大字会」の会議体として全員が

参加する年一回の通常総会（部落常会といつた）と臨時総会、役員会などがあつた。

総会及び役員会の開催数は、大正の初めから昭和二十年代後半まで

は年一～二回程度であるが、昭和二十九年度十六回、三十年度二十回、

三十一年度十八回と急激に増えてい

る。そのことは戸数が三十年三十戸、三十二年四十戸と増加したことや社

会構造が複雑になってきたことによ

るものであろう。

会議の開催場所は、集会所がな

かつたため区長宅で行われていた。

昭和四年（一九二九）市野々分校が

移転新築されるとそこで行い、昭和三十四年（一九五九）にポンプ庫が

併設公民館になると、そこで開催さ

れるようになつた。

会議での主な審議事項については

次のようなものであつた。

一、役員選任について

区長、区長代理、委員から棒頭ま

で選挙によつて選任された。

二、新規加入について

本人から申し入れにより総会の承認が必要であった。加入金は、そのときの積立金や貨幣価値により決められた。



●会議

「大字会」の会議体として全員が

三、道路や橋、学校などの改修につ

四

道路や橋の改修工事は集落で行
い、材料となる共有山林の切り出し
や伐採開墾、占拠についても

や金銭調達、出発について総会で決められた。昭和三十年（一九五五）の叶水学校体育館新築工事では、

二百四十七万円のうち市野々に割り当て九万二千八百円、見立て割りと

部落費を勘案して戸別割当額が決められた。また、労働者の割り当て

百六十二人であつた。神社や寺の改修もあり施設の維持管理がかなり負

担になつた。金錢の割り当てや寄附は、ほとんど見立て割りでその家々の代記にて、代記の裏面に記載

の状況により 委員会で原案を作り
総会で決定した。

個人持ちの土地が少ないこともあり共同で利用する採草地等があつた

それらの利用方法は総会で毎年決められた。

昭和三十二年（一九五七）は、「千
し草刈り口開け」八月一日午前五時

棒頭の合図により出発、「岩すげ刈り口開け」八月十日、「くるみもぎ

「開け」二百十日一葉刈りの「開け」十一月五日前六時で、その前に入ることには許されなかつた。

五、共同作業について

（一九五五）を見ると	雇入賃金（賄い付き）
薪木伐採搬出	男二百五十円
肥引き	男二百円
田耕その他	男二百五十円
田植、養蚕	女二百円
収穫	男三百円
	女二百五十円
	男二百五十円
	女百八十円
公休日	
（六月）七日、二十三日（さなぶり）、二十四日（旧節句）、三十日（七月）六日、十三日、十九日、二十七日	（八月）二日（蚕餅）、七日（觀音さま）、十四日、
三十一日（旧七月十四日）	（九月

七日(旧二十一日)お盆休み

(九月) 十六日、二十四日
七、決め事について

合計
三万円
一戸平均七百九十五円
であった。

後漢書

徴収方法は平等・見立て書・合計を二期に分けて、六月末・旧盆・年未に徵収された。

(一戸火災に遭い今年度は免除、一戸新規加入平等割り三百円と見立て

（百円）

もとられた。昭和三十年（一九五五）には通知もれと欠席者のないよう

石札を作り、おもてに「常会」うらに氏名を書いて「小走り」が各戸に

配り時間と場所を通知し出席する
こき名札を持つて集まることにした
よこ、常会出席優良辨組表彰制度も

めつた。

●公民館

昭和二十四年（一九四九）六月十

日本社会教育法が制定され、とかく学校教育の従属的立場に見られがちな

社会教育が大きく發展することとなる。

公民館は社会教育の施設として設置され、文化にめぐまれない地方の住民ひとつては学習の場として、ま

た村民の「茶の間」として、娯楽に、

た村民の「茶の間」として娯楽に、

文化施設として活用された。

小国町では町村合併とともになつて区域も広範になり、部落公民館の数も多くなつたので、町条例を制定して小国町中央公民館（本館）の下に、部落公民館（二十三）は分館として位置付けしたが、昭和三十九年（一九六四）分館は廃止され、独立した公民館として集落の総合的な部落活動の中心となつた。

昭和四十年（一九六五）当時の市野々、下叶水公民館の内容

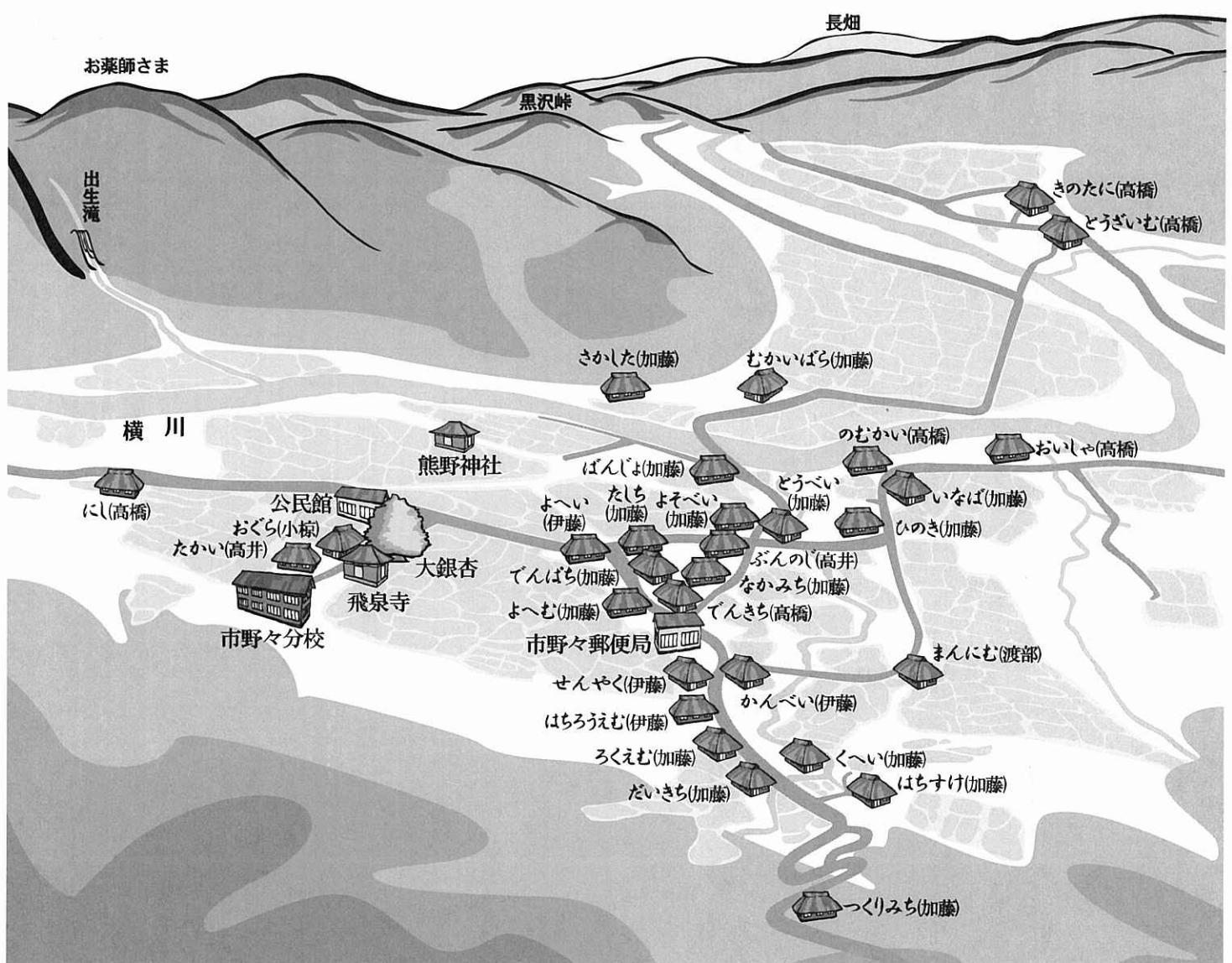
【市野々公民館】

「所在地 市野々三二三」「範囲
市野々」「戸数 四十一戸」「併設
場所 ポンプ庫」「木造平屋トタン葺き、六坪」「運
當組織 総務・文化・生活各部」「
三十九年度予算
二十六万一千百六十四円」

【下叶水公民館】

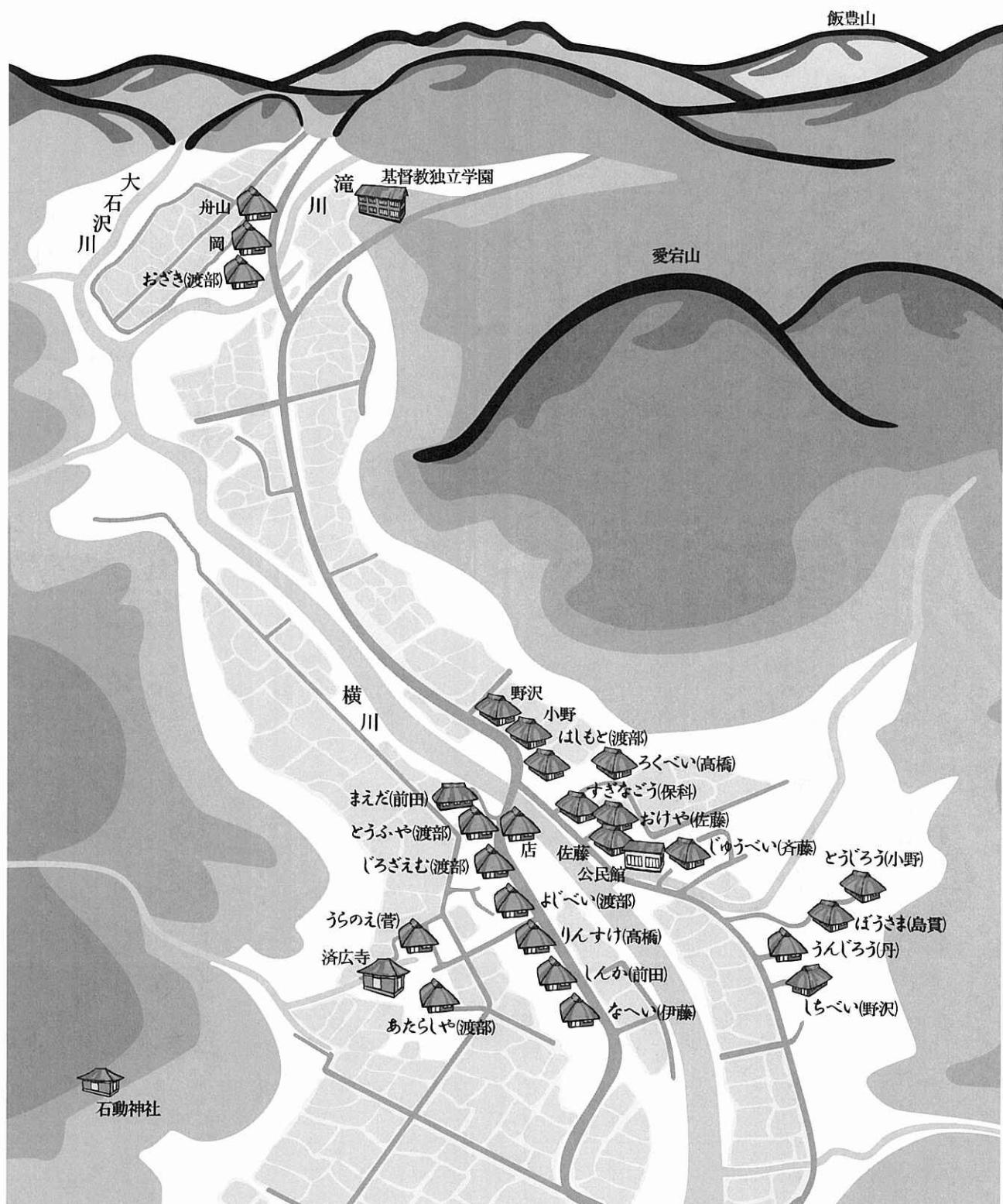
「所在地 叶水一〇八一」「範囲
下叶水」「戸数 二十五戸」「専門
「木造」階トタン、二十六坪」「運
當組織 総務・生産・厚生・林野・
畜産各部」「
三十九年度予算
九万七千三百二十七円」

市野々の家並み



昭和42年8月28日羽越水害時の市野々集落

下叶水の家並み



昭和42年8月28日羽越水害時の下叶水集落及び上流集落の一部



高橋力ネ
(でんきち)



加藤芳秀
(よえむ)
昭和40年代撮影



加藤政美
(でんぱち)



伊藤忠士
(よへい)
昭和40年代撮影



加藤正明
(たしち)

市野々の家屋 移転時



加藤和正
(はちすけ)



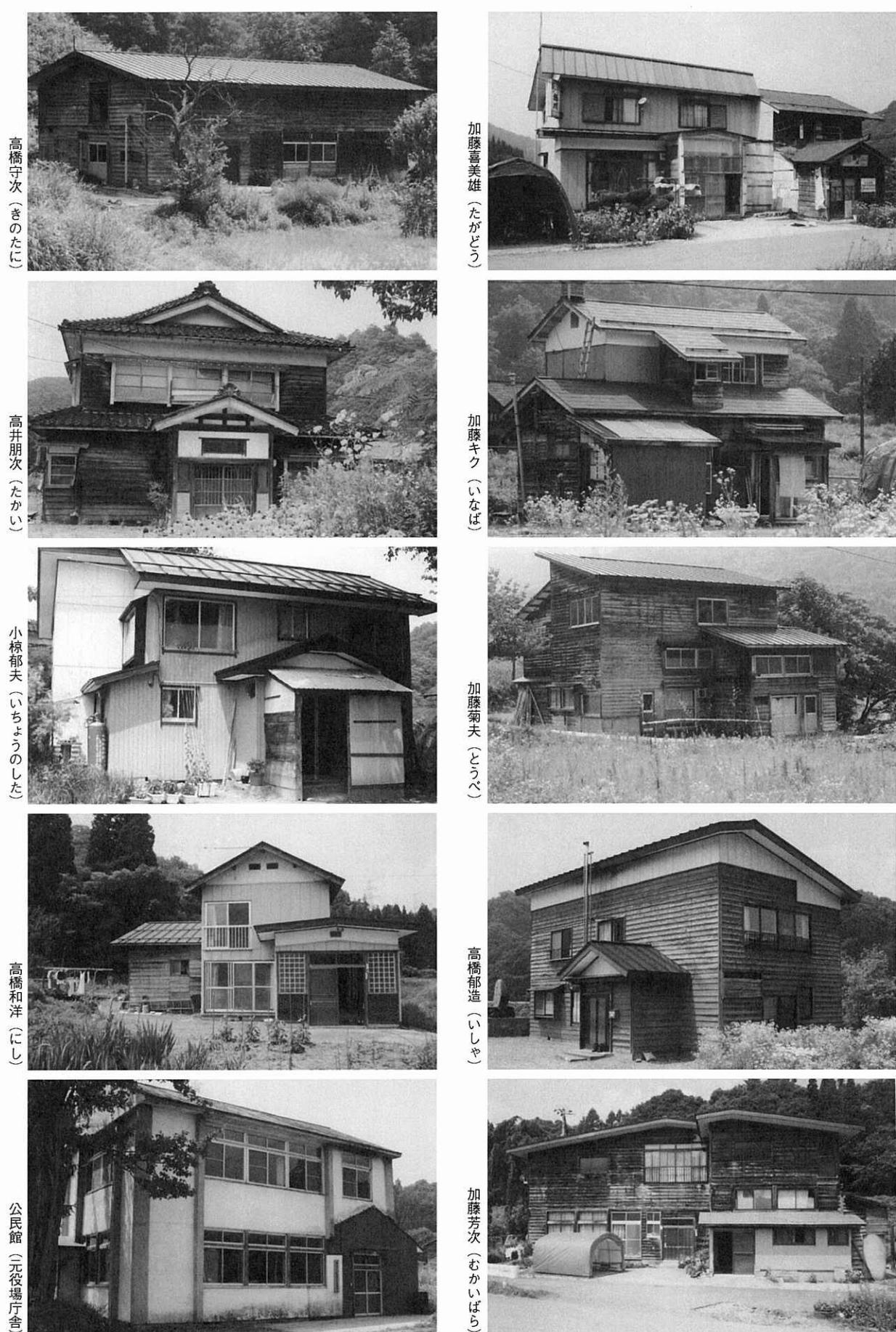
加藤順一郎
(くへい)

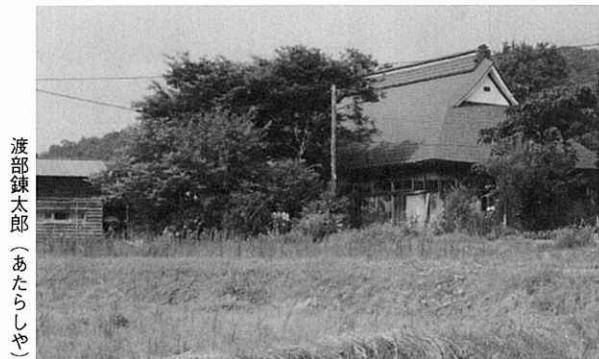


伊藤良治
(はぢろえむ)



渡部茂雄
(まんにぶ)





渡部鉄太郎
(あたらしや)



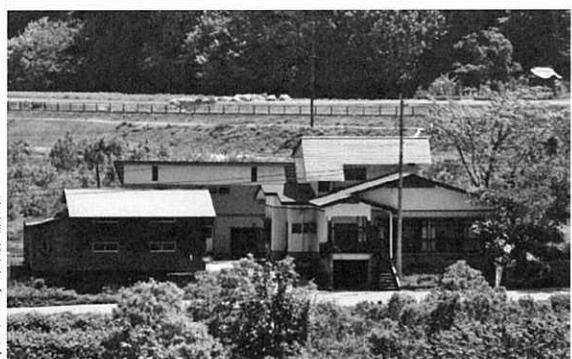
渡部義満
(よじべい)



高橋松男
(りんすけ)



前田耕作
(しんか)



伊藤民次
(なへい)

下叶水の家屋 移転時



前田忠義
(まえだ)



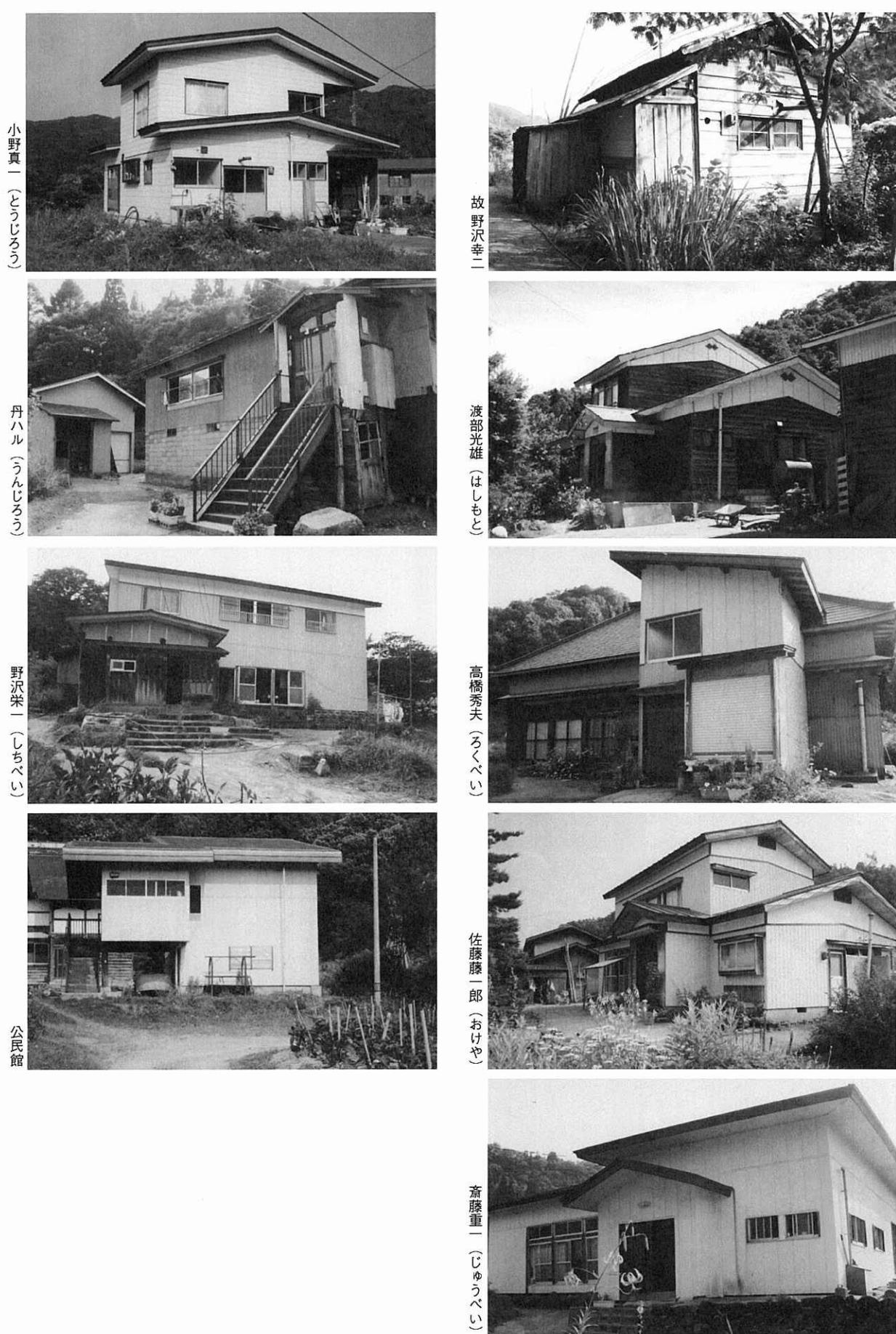
渡部修治
(とうふや)



渡部要一
(じゅうあい)



菅嘉雄
(うちらのえ)



市野々・下叶水で行われていた行事

(行事の月日は旧暦で示した)

一月

<p>◆神参り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男衆が朝風呂に入り身を清め、集落内の神さまにお参りに行く ・風呂を沸かして、雑煮の餅を焼く 	<p>◆年男の業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年男が誰よりも早く起きて、松葉に塩水をつけ、家中を清める ・柄に松葉を昆布で三ヶ所結わえた柄杓で、若水を汲み、飲料や風呂に入る
<p>◆年始廻り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝雑煮を食べたあと、集落全戸をお互いに年始廻りをした。 ・馬頭観音」「十二山の神」「天照皇大神宮」「稻荷さま」「十七山の神」「鎮守さま」「地蔵さま」「お不動さま」「お薬師さま」「金毘羅さま」の十三の神仏にお参りした 	<p>◆朝踏み直す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ときには早朝に踏み直す ・神さまの数の「ノサ」と切り餅を持つてお参り。餅は削って供え、「ノサは神社の前の木に下げた ・鎮守さまの前から若木を取つて持ち帰り、松飾りへさし、囲炉裏で焚いた(若くなるように) ・昔は年内に作つておいた「正月じんべ」を履きお参りした
<p>◆正月小遣い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正月小遣い・元日にはお金を出すものでなく、一日に親から正月小遣いと正月手ぬぐいをもらつた ・買ひ初め ・正月小遣いを持つて買ひ物を行つた。早い者ほど高価なおまけであつた 	<p>◆正月手ぬぐい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嫁ぎ先から実家へ大きなお供え餅を背負つて正月礼に行く ・親戚の子どもたちが集つて泊まり、餅を食つたり遊んだり、楽しみであつた
<p>◆正月礼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新年初めて小屋の戸を開き、中に御神酒を供えた 	<p>◆初夢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙で舟を作り枕の下に入れて縁起の良い夢を見て、良い年で

一月

<p>◆団子木迎え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・字が上手になるよう、書初めを行つた 	<p>◆団子木迎え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小正月に団子をさす団子木(ミズフサ)は、山にあらかじめ枝ぶりを作つておき、それを迎えた ・朝食は長芋のところろを食べた。ところろを食べると風邪をひかないといわれた
<p>◆古峰神社参拝</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正月うちに古峰神社に参拝した。十二月の契約のときくじを引き、二~三人で出かけた ・近くに火事があったとき、残りごはんでも古峰さまにお供えするように年寄りからいわれた 	<p>◆古峰神社参拝</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正月うちに古峰神社に参拝した。十二月の契約のときくじを引き、二~三人で出かけた ・近くに火事があったとき、残りごはんでも古峰さまにお供えするように年寄りからいわれた
<p>◆七日粥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳夜に「歳徳神さま」にお供えした「おみだま」(たぎりめし)、わらび、納豆を入れたお粥を作る 	<p>◆七日粥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳夜に「歳徳神さま」にお供えした「おみだま」(たぎりめし)、わらび、納豆を入れたお粥を作る
<p>◆米とぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正月の松をおろし、束ねて三ヶ所結わえ床の間に供えた(松葉さま) 	<p>◆米とぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正月に揚ぐ小正月用の餅米をとぐ
<p>◆餅揚き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小正月に食べる餅を朝から、幾日も揚いた 	<p>◆餅揚き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手で丸めた団子をゆで、団子木にさした。白色と赤色そして玉の大きい十六団子も飾つた。茶の間に大きな木を、ほかは小さな木を、それぞれの神さまと玄関に飾つた。「粟穂」「米穂」「まゆ玉」それに鯛や大黒さまの形をしたせんべいを下げた。ゆで汁を家の周りにある果物の木の根に「なるかなんねかなねどき」と言つてかけた
<p>◆あかつぎ粥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あづきと焼いた切り餅を入れ塩味の粥をつくり、「松葉さま」に供え、たくあん漬けの口開けをした 	<p>◆あかつぎ粥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あづきと焼いた切り餅を入れ塩味の粥をつくり、「松葉さま」に供え、たくあん漬けの口開けをした

一月

<p>◆小正月の歳夜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小正月の準備を行ひ、この日は夕食を早く食べた ・十五日の夕食は残すと仕事も残るといわれ、お膳のものは残すものでなかつた ・十四日に揚いた餅を切つた 	<p>◆歳なおし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女十三歳、十九歳、二十三歳、二十九歳、三十三歳、男十五歳、二十五歳、四十二歳のいる家では、夕食のあと小頭と親戚の者を呼んで、厄落としをした 	<p>◆さいざ焼き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一戸一名(上組と下組に分け交代)でさいざ焼に使う木を迎えた、大きな木を切り荷縄で引いた ・迎えた木に各家から薫、お松さま、御札、書き初め等を持ち寄り、薫で結わえさいざを作る 	<p>◆さいざ焼き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夕方さいざ焼きが始まるとき、小頭がホラ貝を吹いて集落内を回り知らせた ・木の枝を取りその先に切り餅をさし、さいざ焼で焼いて食べた、虫歯にならないといわれた ・松葉に火のついた枝を持ち帰り、いろいろで焚いたり、たばこを吸うと頭病みをしないといわれた ・さいざ焼きの木の倒れた方角の家にその年、子どもが授かるといわれた ・火に向かって「ヤハハエロ シンキ シンバコ フットンデケー」と叫ぶ ・日の悪い家では、参加できない
<p>◆田植え</p>	<p>◆かせとり</p>	<p>◆田植え</p>	<p>◆道具の歳とり</p>

三月

二月

一月

<p>三日 ◆おひなさまの節句</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嫁は実家に節句札に餅を持っていつた ・女の子の節句で「おひなさま見」に各戸を回り、甘酒やひし餅 	<p>八日 ◆ことはじめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厄、鬼よけに萩を割つて草餅と南蛮とにんにくをさし、玄関の脇に立てた ・(そろそろ外に出て働く時期、病氣になるのもこの頃、疫病神が取り憑かないように) 	<p>四日 ◆節分(豆まき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あおはた豆を茶ほうじで炒つて撒いた ・鬼子母神を祭つてゐる家と渡部家では撒かない ・節分の豆まきは五升まで、耳あけば一升ますを使つた ・豆を「上段の間」にまき、暗闇の中でそれを拾い、開炉裏に月数(十一箇、閏年は十三箇)並べて端から火をつけその焼け具合で、その年の天候を占つた(きれいに焼けると良い天候) ・鬼よけに豆木を割つてほじこを挟み、そと窓にさした ・草餅を揚いで、神さま仏さまに供えた 	<p>二十日 ◆百万遍</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな数珠をみんなで回しながら願い事を唱えた。また飛泉寺の兼務住職に祈禱してもらい、御札を預ぎ、各戸に配り、災いが入り込まないよう村はずれに立てた(桜峠、西、綱木峠、向原)
<p>十六日 ◆小正月</p>	<p>十六日 ◆お田の神さま</p>	<p>十六日 ◆お田の神さま</p>	<p>◆道具の歳とり</p>

五月	四月	三月
<p>◆春の彼岸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彼岸の中日にはぼた餅を搗ぐ。彼岸のあいだ、「おひるなが」にソウメンを仏さまに供えた ・この日、近い親戚は各戸に仏参りをする 	<p>◆木出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年裏風呂、かまどに焚く木を、国有林の払い下げを受け、集落の人々が一齊に山からソリで出した。この時、小屋飯(こじはん)に草餅(こじはん餅)を食べた 	<p>◆春節句といい、桃の若枝を風呂に入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴市野々の中心部で大火事があり、それ以来火事が起きないよう、火の神さまを祭った ・当番で二人が手桶に塩水を入れ、各戸をまわって「おき」を集め神主に祈禱してもらつた
<p>◆肥引き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥を肥塚より田んぼに雪の穴を掘つて、ソリで引いて運んだ 	<p>◆糺の誕生・甘茶を作つた</p>	<p>◆火祭り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市野々の火祭りは、「観音さま」「お不動さま」「お薬師さま」など仏さまの祭り。餅を搗ぎ、お供えしてお参りした ・「観音さま」と「お不動さま」一年ごとに和尚さまに拝んでもらい、廻り番の宿で賄いをした ・春祭りの翌日は、集落内一齊休みとした

六月	七月	八月
<p>◆春祭り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市野々の春祭りは、「観音さま」「お不動さま」「お薬師さま」など仏さまの祭り。餅を搗ぎ、お供えしてお参りした ・「観音さま」と「お不動さま」一年ごとに和尚さまに拝んでもらい、廻り番の宿で賄いをした ・春祭りの翌日は、集落内一齊休みとした 	<p>◆岩すげ刈り・はせ縄に使つた。柔らかくて扱い易いので、少しでも多く採るうと朝早くから良い場所をさがした</p> <p>◆牛馬の祭り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食前に牛馬を、水あび場の牛ひやし場洗い場できれいに洗い、観音さまに引いて行き、祠前の杉を三度回り、米ひと握りとお賽銭をお供えしお参りした ・昔は、お祭りに大道芸人が来て、観音さま広場の大松に縄を張り網渡りなどをやつた 	<p>◆牛馬の祭り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛馬を、水あび場の牛ひやし場洗い場できれいに洗い、観音さまに引いて行き、祠前の杉を三度回り、米ひと握りとお賽銭をお供えしお参りした ・昔は、お祭りに大道芸人が来て、観音さま広場の大松に縄を張り網渡りなどをやつた

七月	<p>◆高灯籠の火つけ 地蔵さまの前の旗竿の先にすすきと灯籠をつけ、火を灯した</p> <p>◆草刈り ・盆うち(盆の期間中の牛に食わせる草を刈った(盆うちは、仏さまの足を刈るといわれ草を刈らなかつた)</p> <p>◆お墓参り ・地蔵さまの灯籠に点灯</p> <p>◆おしゃれい棚を作り、盆花(ききょう、かるがや、おみなえ)を飾り、桟はすすき、はぎを立て野菜を供えた</p> <p>◆夕方早めに夕食を食べ、こうず・団子・花・線香・提灯を持つてお墓参り。送り地蔵に団子と線香を、お墓にはこうずに团子をお供えし、「オノガラ」で迎え火を焚き、帰る途中に家主はお地蔵さまに回りお参りする。家に帰るとまた「オノガラ」で迎え火を焚いた</p>
八月	<p>◆豆名月</p> <p>◆豆を、お月さまに供えた</p>
九月	<p>◆くるみもぎ</p> <p>◆くるみもぎ・「市野々諸規定書」に「くるみは二百十日前に一切採取せざること」との定めがあつた</p>
十月	<p>◆茅刈り</p> <p>◆茅刈りの口開け</p> <p>◆茅刈りの口開け</p>

七月	<p>◆若連中の行事。夜やなぎの枝に「虫送り」の札をつけ、提灯を持って、集落の上からホラ貝を吹きながら「虫送るわー」と唱え、向原の村はずれまで送つた。当日は公休日で、約束を守らずこの日働いた者は、罰則として酒一升とにしん一束を出すこととした</p>
八月	<p>◆豆名月</p> <p>◆豆を、お月さまに供えた</p>
九月	<p>◆くるみもぎ</p> <p>◆くるみもぎ・「市野々諸規定書」に「くるみは二百十日前に一切採取せざること」との定めがあつた</p>
十月	<p>◆茅刈り</p> <p>◆茅刈りの口開け</p> <p>◆茅刈りの口開け</p>

十一月

は、「見附「男峯」「泥の木」であった

- ◆お大師こ・三(大師こ)の一日、十三日、二十三日に草餅をついて、供えた
- ◆契約

・新暦の十二月三十一日に開催した若連中の行事。十五歳以上の男子が一戸から一名参加し、集落の大変な決め事や大頭と小頭の選出、古峯神社参拝の抽選など行つた。朝食は餅、昼食は食べないで三時ごろから宴会となる。

市野々では昭和十三年と十六年のこの日に火災があり、その後旧暦の十二月二十日に大宮講と合わせて行うようになった

- ◆大宮講
- ・新暦の一月一日に開催。若連中の妻が一戸一名参加し、翌年の七月十八日に大宮神社に参拝する代参人を決めたのち、飲食をともにした

- 五日 ◆恵比寿さまの歳夜
- ・あずきまま、尾頭付きの魚を、お恵比寿さまに供えた

- ◆針供養
- ・豆腐の味噌田楽を作り、ぐるみ味噌を付け食べた。針仕事を一日休んだ

- ◆こと納め
- ・一年の仕納め。草餅を揚げて、神さま仏さまに供えた
- ・厄鬼よけに萩を割つて草餅と南蛮とにんにくをさし、玄関の脇に立てた

- 九日 ◆大黒さまの・大黒さまの「かか」として、二又に分かれた大根を朴の木の葉に包み供えた

- ◆耳あけ
- ・一升ますに炒り豆を入れて蓋をし「お大黒さまお大黒さま、耳あけてしんぜ申すから、いいこと聞くよう悪いこと聞かないよつ」と三度唱えた。家によつては、五升ますに「飯打ち豆」、飯、炒り豆のご飯などを供えた

- 二十日 ◆煤掃き
- ・藁を棒の先に結びつけた「煤掃き棒」一本で、畳や天井を掃除。
- ◆冬至
- ・風邪をひかないように、あずきかぼちゃを作つて食べた

- 二五日 ◆納豆ねせ
- ・正月に食べる納豆を「わらつと」にねせる

- 二七日 ◆納豆の口開けた
- ・納豆の口開けをして、恵比須さまに供え、朝飯に納豆を食べ

十二月

◆米とき

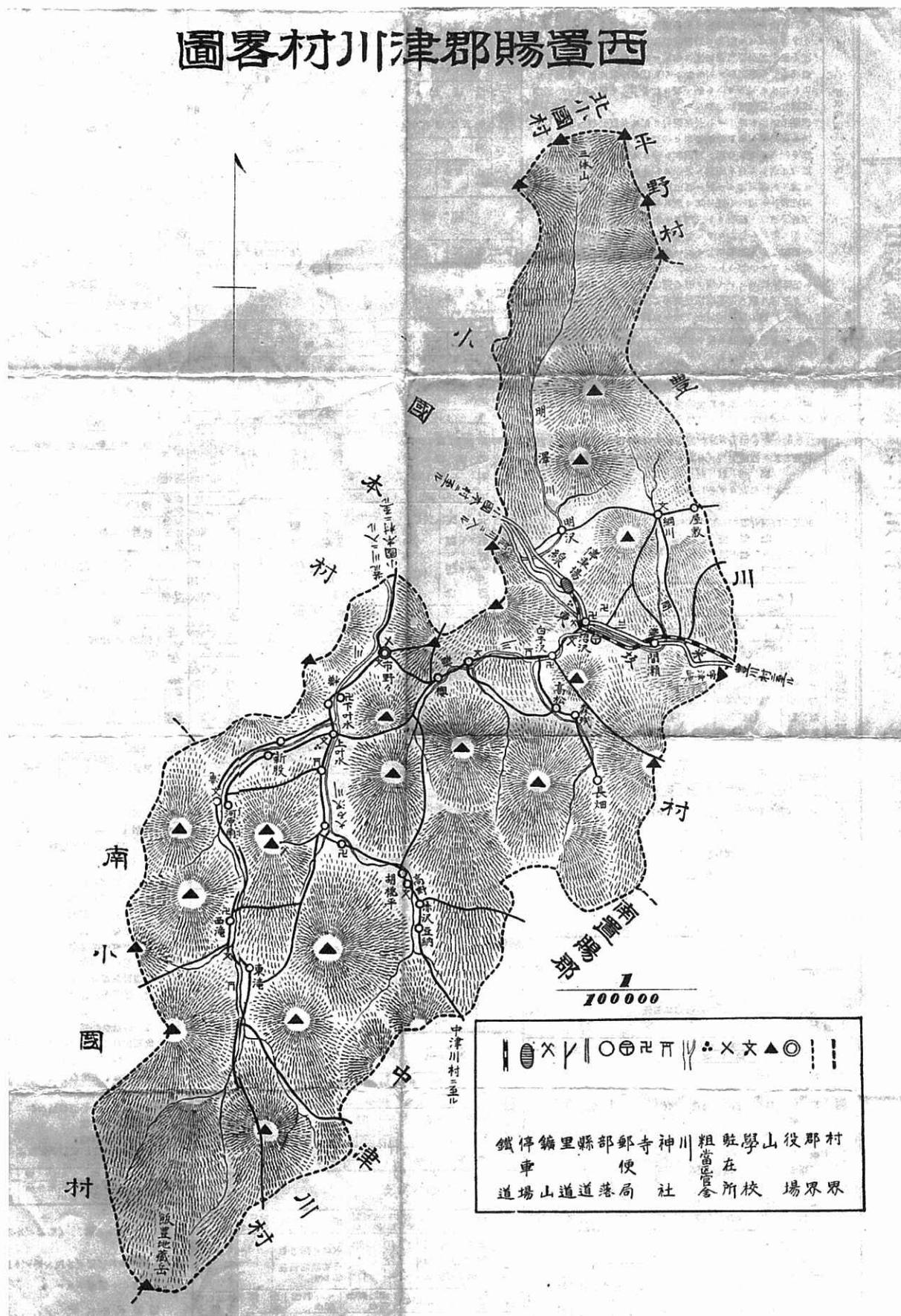
・翌日の餅搗きの米をとぐ。一俵さきも搗く家があり、桶などいろいろの道具を使った

- ◆松迎え
- ・お飾りや正月うち食べる餅、正月礼に持つていく餅を、朝から幾日も搗いた

- ◆歳徳神
- ・正月に飾る松(松葉さま)を山から迎え、お神酒を供える。家によつて二葉松と五葉松がある

- 三十日 ◆歳夜
- ・各神さまには、おかしぬ餅と栗・柿とお神酒を、恵比寿さまには、あきあじの「いちのひれ」を供えた
- ◆歳徳神さまにお神酒と「おみだま」と、納豆、わらび漬けをお供えする。月数(通常は十二個、閏年は十三個)の「飯を握つたもの」に萩の箸を立て五升ますに載せる

西置賜郡津川村畠畠材



昭和9年